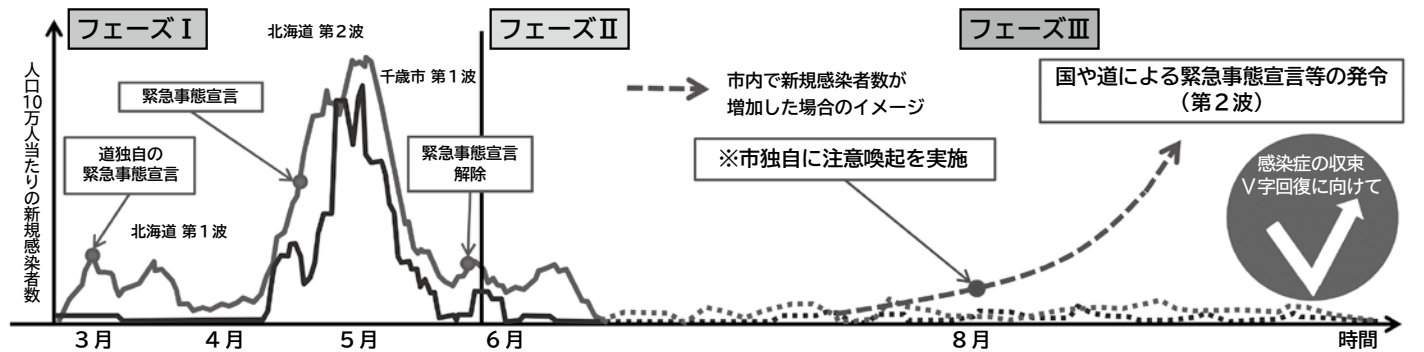


千歳市のロードマップ一覧



	フェーズⅠ（感染拡大期）	フェーズⅡ（新生活習慣 移行期）	フェーズⅢ（新生活習慣 定着期）
目的	感染拡大の防止	感染拡大の防止を図りながら市民生活と経済活動の再開	新生活習慣の定着により感染症と共生する市民生活の構築
社会福祉編	●可能な範囲での介護などのサービスを提供するための支援 ●社会福祉施設など（事業所）に対し、厚生労働省が示す感染対策ガイドラインなどの周知	●専門職などの派遣をはじめ、事業所からの感染予防などに関する相談業務を強化 ●第2波に備えた対策の実施 ●集団感染に関する対策についての情報共有 ●感染症と共生するサービス提供体制の構築に必要な支援策の検討	●北海道が行う「簡易陰圧室」の設置助成事業を側面的に支援 ●介護崩壊を招かないよう、介護職員の連携など新たな支援策の検討
地域医療編	●感染防止対策の周知啓発 ●市ホームページなどで市民に向け感染防止策の徹底を周知 ●医療提供体制の維持 ●患者受入体制の整備	●検査体制の整備 ●千歳PCR検査センターの設置 ●患者受入体制の強化	●医療提供体制の維持 ●地域の医療機関で受診、PCR検査、入院までの機能を設け、患者を早期に発見し、感染拡大の防止と医療機関の負担軽減を図る
市民病院編	●院内感染の予防 ●院内での感染発生後、診療制限の更新 ●新患受付の休止 ●入院・救急・健康診断などの受入休止	●診療制限の緩和（新患受付の段階的再開）	●地域の基幹病院として、通常診療を継続し、必要な医療の提供をめざす
小中学校編	●全校の臨時休業 ●休校中の学習支援 ●分散登校の実施	●学校活動の再開 ●衛生管理マニュアル《学校の新しい生活様式》を踏まえ、学校教育活動を実施 ●児童生徒などの感染が確認されたときは出席・出勤停止とし、濃厚接触者が特定されるまでの間、当該学級学年または学校の臨時休業の実施	●夏季休業期間の短縮
幼児教育等編	●幼児教育・保育施設、学童クラブなどは、保護者が在宅のときは、利用の自粛をお願いするなど、規模を縮小して実施 ●児童館の自由来館・乳幼児親子支援・中高生タイムを休止 ●子育て支援センターは、休館を基本、電話やメールによる相談や電話予約者の来館相談などの実施 ●児童発達支援センターは、休所し、必要に応じ、電話や戸別訪問による相談などを実施	●幼児教育・保育施設、学童クラブ、児童発達支援センターなどは、通常どおり受け入れ ●児童館の自由来館・乳幼児親子支援・中高生タイムは、人数や時間に制限を行い受け入れ ●子育て支援センターは、利用人数・時間に制限を行い受け入れ 【子育て関連臨時特別給付金事業】 ●児童手当を受給するひとり親世帯 ●児童1人あたり1万円	●児童館の自由来館・乳幼児親子支援・中高生タイム、子育て支援センターは、フェーズⅡ以上に受入を拡大 【子育て関連臨時特別給付金事業】 ●児童扶養手当を受給するひとり親世帯 ●1世帯あたり5万円、第2子以降3万円の加算など
商業編	●休業要請等による営業の自粛 ●北海道の休業要請などを事業者周知・啓発を実施 ●市独自の経済対策の実施 ・新型コロナウイルス感染症対応資金融資 ・市内事業者緊急給付金 ・工業団地土地リース料の支払猶予	●感染拡大の防止と経済の両立 ●市独自の経済対策の実施 ・「ちとせ市民応援商品券」（1人あたり5千円分）の配布 ・市内事業者緊急給付金追加給付 ●感染防止対策の周知啓発 ・市内の店舗、飲食店に対し、「新北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」の普及啓発 ・「新型コロナウイルス対策推進宣言」ポスター掲示	●経済活動のV字回復 ●国における経済対策の周知 ●市独自の経済対策の追加実施
観光編	●外出・往来および営業などの自粛 ●緊急事態措置による休業要請などを実施 ●イベントなどの中止、または開催延期 ●市独自の経済対策の実施	●感染拡大の防止と経済活動の両立 ・観光事業者などに対する「新北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」の普及啓発 ●段階的な経済活動の再開に向けた市独自の経済対策の実施	●経済活動のV字回復 ●観光客等を積極的に誘客
公共施設編	●公共施設の休館	●段階的に開館 ●業種ごとに策定されている《感染拡大予防ガイドライン》等を踏まえた取組の実施 ●十分な感染防止対策が取れないときは、施設内の一部を休止 ●感染防止対策の取り組みは、市民が安心して利用できるよう可視化	●すべて開館 ●休止しているスペースなどを順次再開
【新規感染者数の増加・第2波が発生した場合】 ●状況に応じフェーズⅠへの移行を検討、北海道の緊急事態措置などを踏まえ、必要に応じ経済対策を検討			



新型コロナウイルスを乗り越えるために

市は、今年の4月に医療機関や高齢者施設における集団感染の発生が連鎖するなど、新型コロナウイルス感染症の《第1波》を経験しました。

今後の《第2波》に備えた体制の強化・支援とともに、《3つの密》を避ける、《距離をとる》などの新しい生活様式を示した「新北海道スタイル」の実践により、「感染拡大の防止と社会経済活動を両立させる」ための、新たなステージに向けて進みます。

国・北海道の6月以降の段階的緩和

	感染拡大期	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
			6/1～	6/19～	7/10～	8/1～
外出の自粛など	・生活の維持に必要な場合を除く外出自粛 ・他都府県との不要不急の往来自粛 ・札幌市への不要不急の往来自粛	施設の利用 接待をともなう飲食店、ライブハウスなど 他都府県との不要不急の往来 札幌市との不要不急の往来	慎重に対応		「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止（新しい生活様式の実践など）	
施設制限など使用	・施設の使用制限（休業）を要請・協力をお願い	業種別のガイドラインが策定済の施設 接待をともなう飲食店、ライブハウスなど	慎重に対応		すべての施設の休業要請について解除 「新北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開（業種別ガイドラインの徹底など）	
イベントなどの開催制限など	・イベントなどの開催自粛	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	全てのイベントなど 収容率50%
		屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	全てのイベントなど 十分な間隔

Ⅱ 市民生活を支える総合支援対策 (7億7,885万7千円)

2 子育て支援対策

○児童扶養手当を受給しているなど、基準を満たすひとり親家庭を対象に一世帯当たり5万円、第2子以降は3万円を加算するなどの臨時特別給付金を支給します。

【詳細】こども家庭課 主査(ひとり親世帯給付金事業担当)
☎(24) 0113 FAX(23) 6700

○認定こども園など子育て関連施設に登園する児童の体温を適正に管理し、適切な対応を行うため、各施設に非接触式体温計を整備します。

【詳細】こども政策課 こども政策係
☎(24) 0341 FAX(23) 6700

3 教育支援対策

○市内小中学校の登校時に発熱のある児童生徒を迅速に察知し、適切な対応を行うことにより、安心して学校生活を送ることができるよう、サーマルカメラなどを整備します。

【詳細】企画総務課 総務係 ☎(24) 0819 FAX(27) 3743

○市内小中学校の休校が長期化し、児童生徒が家で過ごすことによる食事などの費用が発生したため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者を対象に給付金を支給します。

【詳細】学校教育課 学校教育係 ☎(24) 0839 FAX(27) 3743

○本年2月、3月の市内小中学校の休校にともない発生した給食提供事業者の損失を補填します。

【詳細】学校給食センター業務係 ☎(23) 3591 FAX(23) 3599

1 市民生活を支える支援対策

○新型コロナウイルス感染症の拡大などで、収入が減少し生活が困窮している世帯で、住居を喪失する恐れのある方などで一定の条件を満たす方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を給付します。

【詳細】福祉課 生活支援係
☎(24) 0894 FAX(27) 3743

○新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている市民生活や地元経済を応援し、家計の支援や消費の喚起・下支えを目的に、基準を満たす市民全員に市内の参加店舗で利用できる商品券を配布します。

【詳細】主幹(産業政策担当)
☎(24) 0116 FAX(22) 8851

Ⅲ 市内事業者等を支える総合経済対策 (3億5,659万2千円)

2 観光事業者への支援対策(感染拡大抑制時支援)

○国内外の観光客が激減し、経営状況が極めて厳しい状況にある支笏湖地域の温泉旅館などに対して、令和元年度入湯税の25%を上限に臨時特別給付金を支給します。

【詳細】観光課 観光事業係
☎(24) 0366 FAX(22) 8851

○観光事業者が実施する、新しい生活様式に対応した観光コンテンツの創出や情報発信などの取り組みに対して補助します。

【詳細】観光課 観光企画係
☎(24) 0377 FAX(22) 8851

1 市内事業者などを支える総合経済対策

○市内中小企業、個人事業者の事業継続を下支えするため、休業要請に応じた休業や時間短縮の実施・未実施に関わらず一部を除く全業種に対して、事業全般に広く活用できる市独自の緊急給付金を給付しています。さらに、外出の自粛、休業要請などによる影響や新しい生活様式への対応などを踏まえ、20万円の追加支援を行います。

【詳細】主幹(産業政策担当)
☎(24) 0116 FAX(22) 8851

市民の皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷などが全国的に問題となっています。

当市においても、医療や介護の現場で働く方などに対し、心ない言葉や、メールでの誹謗中傷が行われており、当事者の方は、本当に、心が折れ、悩み、苦しんでいます。

励ますことはあっても、不当な行動は慎むようお願いします。



市長は、6月15日から17日の3日間で、医療・公共施設など18か所を訪問し、職員の皆さまに感謝の気持ちを伝えと同時に、現場での対策などの取り組みを確認しました。



市の経済対策

市の経済対策の第1弾は、市内中小企業の資金繰り支援策として融資枠の拡大、第2弾は、新型コロナウイルスによって雇用を奪われた方への助成や市内事業者に対する支援を行いました。

第3弾では、3つの柱をもとに、感染症の防止と市民生活や市内事業者の事業継続の下支えをし、回復期につなぐため、12億円を超える予算の補正を行い、さまざまな支援策を実施します。

【第1弾】 3月25日
《中小企業対策支援事業》

【第2弾】 4月24日

《緊急雇用創出 推進事業》《中小企業対策支援事業》
《市内事業者 緊急給付金給付事業》《観光雇用対策事業》
《予備費》※消毒液、マスク、感染防護服など
(国が行う特別定額給付金などは除きます)

【第3弾】 6月8日

- I 医療・福祉を支える総合支援対策
1億531万1千円
- II 市民生活を支える総合支援対策
7億7,885万7千円
- III 市内事業者などを支える総合経済対策
3億5,659万2千円

I 医療・福祉を支える総合支援対策 (1億531万1千円)

2 高齢者・障がい者感染防止対策

○新型コロナウイルス陽性者が発生した高齢者介護施設などに対して給付金を支給します。

○新型コロナウイルス感染症の予防を目的として、高齢者・障がい者福祉施設が購入した衛生用品の費用を助成します。

○3つの密を回避する措置として、福祉サービス利用券を簡易書留により郵送します。

【詳細】高齢者支援課 高齢福祉係 ☎(24) 0295
障がい者支援課 障がい福祉係 ☎(24) 0327
共通FAX(23) 6700

1 医療・介護・福祉などを支える支援対策

○新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れた医療機関に対して1人につき100万円を助成します。

【詳細】健康づくり課 管理係
☎(24) 0361 FAX(24) 8418

○市内にPCR検査センターを設置するため、必要な経費を負担します。

【詳細】主幹(PCR検査センター等担当)
☎(24) 3131 内線416 FAX(27) 3743

3 救急業務体制継続のための経費

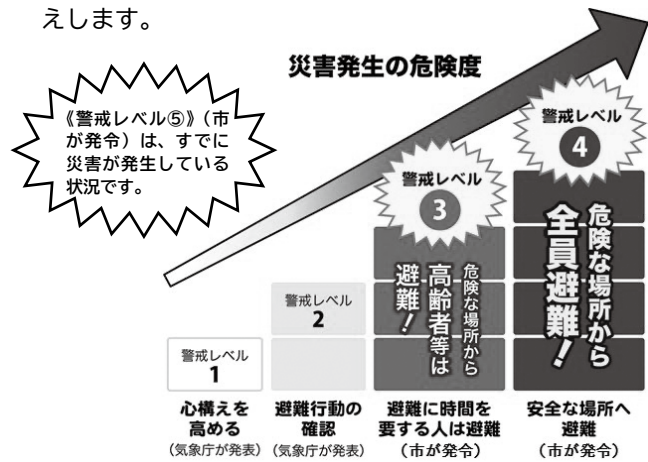
○消防職員の感染リスクの低減と、救急車の効率的な運用のため、救急自動車(4台)と消防署にオゾン除去システムを整備し、消防体制の安定化を図ります。

【詳細】消防本部 警防課 警防係 ☎(23) 0320 FAX(22) 8850

Q6 避難するタイミングは、どの情報をもとに判断すれば、いいですか？

【A】《警戒レベル4》で危険な場所から全員避難が必要です。集中豪雨や台風などによって、水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときは、5段階の警戒レベルを確認しましょう。

防災情報の意味が直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう、災害発生の危険度と市民の皆さんが取べき行動を5段階の警戒レベルを用いてお伝えします。



Q7 コロナ感染も怖いのですが、熱中症も不安です。どのようなことに気をつけたらいいですか？

【A】新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」が求められていますが、一方で、熱中症にも例年以上に気をつける必要があります。

十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にも心がけるようにしましょう。「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・室内の温度・湿度をこまめに確認
- ・冷房時に換気をすると室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない

2 適宜、マスクをはずしましょう

- ・気温・湿度が高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、適宜、マスクをはずすようにしましょう
- ・マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避けましょう

3 こまめに水分補給をしましょう

- ・室内でも、外出時でも、のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう（1日あたり1.2リットルが目安）
- ・大量に汗をかいたときは塩分補給も忘れずに

Q8 地デジ広報は今後も観ることができますか？今後のコロナ情報はどうしたら手に入るのですか？

【A】7月以降も引き続き利用できます。なお、新型コロナウイルスに関する情報については、随時、広報ちとせや市ホー

Q5 外出を避け自宅に居る時間が長いのですが、地震などがおきたときは、どうしたらいいですか？

【A】新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されている状況においても、地震や大雨などによる自然災害が発生したときには、危険な場所にいる方は、すみやかに避難することが原則ですが、避難所は密集した環境下での集団生活となりますので、個々の感染症対策が重要になります。

避難所を開設するとき、可能な限り避難所施設内の衛生環境の確保に努めますが、避難者一人一人も基本的な感染症対策を行うことが必要です。

「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、災害時の対応を想定し、命や体を守るためには何が大切かを考え、日ごろの備えをお願いします。

【市民の皆さんにお願いしたいこと】

1 避難行動

台風・豪雨時に備えて、普段から千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ（防災ハンドブックなど）と一緒に「避難行動判断フロー」を確認しましょう。

・ハザードマップ  ・判断フロー 

2 避難者自身の感染防止

- ①避難所への到着時には体調を確認し、避難中も避難者自身が健康管理を行いましょう。
- ②お互いに一定程度の距離を保ちましょう。
- ③こまめに石けんで手を洗い、洗っていない手で目・鼻・口などを触らないようにしましょう。
- ④咳エチケットを心がけましょう。マスクのない方は、咳やくしゃみをするときにハンカチなどで口を押さえましょう。
- ⑤手で口を押さえて咳やくしゃみをした時は、すみやかに手を洗いましょう。
- ⑥避難者同士で協力し合い、定期的な窓開けなど換気をしましょう。

【詳細】危機管理課 防災・危機対策係

☎(24) 0144 FAX (22) 8852

4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体づくりをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で

※高齢者、子ども、障がいのある方は、熱中症になりやすいので特に注意し、周囲の方は3つの密（密集、密接、密閉）を避けつつ、目配り、声かけをするようにしましょう。

【詳細】健康づくり課 管理係

☎(24)0361 FAX (24)8418

ムページなどでもお知らせします。【使い方】①UHB（8ch）にチャンネルを合わせる。②リモコンのdボタンを押す。

【詳細】主幹（政策推進担当）

☎(24)3131 内線 689 FAX (22)8852



Q3 コロナの影響で収入が減り、子どもの学費なども大変です。何か支援策はありませんか？

【A】家計が急変し、小中学校のお子さんを就学させることが困難な世帯向けに、特例就学援助を行っています。

【援助内容】令和2年6月分から令和3年3月分までの学用品費などを支給します。

【対象】市内に居住し、市内小中学校に在籍する児童生徒を含む世帯で、令和2年2月～5月の平均月収が、令和2年1月の収入から3分の2以下に減少し、かつ、2月～5月の平均月収が就学援助基準以下となった世帯

※〇月の収入とは、〇月に受け取った収入のことです。例えば、12月に勤務した分の給与が1月に振り込まれた場合は、1月の収入として取り扱います。

※通常の令和2年度就学援助が不認定となった世帯も、減収要件を満たせば認定されることがあります。

※すでに就学援助の認定を受けている準要保護世帯、生活保護世帯は同内容の援助のため申請は不要です。

※就学援助基準については世帯構成などにより異なるため、申請後、結果通知をお待ちください。

【申請方法】令和2年1月～5月について、収入があった世帯全員分の収入がわかる書類を添付の上、申請書（市指定用紙）を提出してください。

※申請書は学校教育課、各学校、市ホームページから入手可。

○給与収入者 … 給与明細などの写し

○自営業者など… 収入・必要経費申告書（市指定用紙）

○年金受給者 … 年金支給通知書の写し

※申請書には保護者名義の援助費受取希望銀行口座を記入し、認印を押印してください。

※世帯全員が国民年金保険料を全額免除されていることがわかる書類があれば、添付書類は省略できます。

※申請内容について、確認することがあります。

※虚偽の内容を申請したとき、援助費の全額返還のほか、処罰の対象となることがあります。

【詳細】学校教育課 学校教育係

☎(24) 0839 FAX (27) 3743

Q4 給付金の振込が始まったところから、口座などを聞く電話がきています。不安ですが、どうしたらいいですか？

【A】特別定額給付金に関する《詐欺》が全国で発生しています。市などが次の手続きをお願いすることは絶対にありません。

・現金自動預払機（ATM）の操作を求めること

・給付金の受給にあたり、手数料の振り込みを求めること

・自宅に訪問して、通帳やキャッシュカードを受け取ったり、暗証番号やマイナンバーを確認すること

・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

怪しい電話があったときは、お近くの関係機関にご相談ください。

千歳市消費生活センター ☎(24) 0193（平日9時～17時） FAX (27) 3743

千歳警察署 ☎・FAX (42) 0110

Q1 市内のPCR検査センターは開設したのでしょうか？

【A】市は、千歳医師会の協力のもと、7月2日から千歳PCR検査センターを開設しました。

市内の医療機関からの紹介により検査が可能となり、民間の検査機関を通じて検体の分析が行われます。センターの円滑な運営のため、設置場所は非公開となっています。

検査にあたっては、市内の医療機関の紹介が必要です。なお、症状に関する相談は、これまでどおり、《帰国者・接触者相談センター》にご相談ください。

《検査の流れ》

感染の疑いがある人

↓（受診）

市内の医療機関

↓（紹介・予約）

千歳PCR検査センター

↓（検体提出・判定依頼）

陽性的場合

↓

治療・療養

【詳細】主幹（PCR検査センター等担当）

☎(24)3131 内線 416 FAX(27)3743

帰国者・接触者相談センター

☎(23)3175 FAX (23)3177

Q2 定額給付金の申請はいつまでですか？

【A】特別定額給付金の申請受付は8月25日(火)が期限です（当日消印有効）。期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんので、忘れずに申請してください。お手元に申請書が届いていない場合は担当までご連絡ください。

申請書は5月末に各世帯に送付しています。郵送での申請にご協力をお願いします。マイナンバーカードを持っている世帯主の方に限り、オンラインでの申請も可能です。詳細は広報ちとせ6月号、市ホームページをご覧ください。

※特別定額給付金は申請受付後、おおむね10日程度での振込を予定していますが、申請から2週間程度経過してもなお、給付金の振込が確認できない場合は担当までお問い合わせください。

【詳細】主幹（特別定額給付金事業担当）

☎(24) 3152 FAX (23) 6700

【オンライン申請について】

総務省 特別定額給付金コールセンター

☎0120-260020（フリーダイヤル 9時～20時）